

## 長野県支部交通費支給要領

2017. 10.10 長野県支部役員会制定

2019. 9.17 長野県支部役員会変更

2021. 5.30 長野県支部役員会変更

2021. 9.25 長野県支部役員会変更

2023. 3.21 長野県支部役員会変更

### (目的)

第 1 条 この要領は、長野県支部の運営における個別事項に関する手引き第 6 条に基づき、長野県支部（以下、「当支部」という。）の運営に対応する会員に支給する交通費の基準を定める。

### (交通費支給基準)

第 2 条 交通費支給範囲は、地域組織の運営についての詳細事項に関する規則（以下「詳細事項」という）及び本部理事会承認の役員等国内旅費交通費支給規則（以下「支給規則」という）に加え、以下の基本的な方針により行うものとする。

- ・当支部の活動は詳細事項第 4 条により無報酬によって行われていることを踏まえ、旅費交通費については同第 5 条により実費相当額を支給するものとする。

- ・実費相当額の算定においては、経済性、所要時間及び長野県の地域性を総合的に勘案して合理的なものとする。

2 交通費は、以下の 2 つの算定方法のうち（1）公共交通機関を利用する方法を基本として算定する。ただし、（2）自家用車等を利用する方法による方が安価なケース又は所要時間が概ね片道 1 時間以上短縮できるケース、（1）公共交通機関を利用する方法では著しく不便なケース又は荷物の運搬その他相応の理由があるケースについては、（2）自家用車等を利用する方法を選択することができるものとする。

#### （1）公共交通機関を利用する方法

自宅最寄鉄道駅（又は、バス停留所）を起点とし、支給対象となる会議等の開催地の最寄鉄道駅（又は、バス停留所）までの最短の経路間の往復運賃とする。

なお、運賃は会議等開催日の普通運賃を基本とし、総距離が片道 100 キロメートル以上の場合で、その一部に新幹線、特別急行及び座席指定列車の運行がある場合は、普通運賃にそれぞれ特別急行料金及び座席指定料金を加算できるものとする。

## (2) 自家用車等を利用する方法

燃料代、有料道路利用料及び駐車料金を利用実態に応じて算定する。

このうち、燃料代については、車種や燃料種別にかかわらず往復距離に1キロメートル当たり15円を乗じた金額で算定することを基本とし、総距離が片道50キロメートル以上の場合で、その一部に有料道路が利用できる場合は、燃料代に有料道路利用料を加算できるものとする。また、駐車料金については、他に駐車することができない場合に限り、会議時間に1時間を加えた利用料まで加算できるものとする。

3 交通費の請求は、別紙「長野県支部交通費請求書・領収書」により行うものとし、請求額は、前項により算定した実費相当額のうち100円に満たない金額を切り捨てて行うものとする。

4 当支部会計において、旅費交通費予算が不足する場合は、当支部役員会が決定したときは、実費相当額に一定の掛け率を乗じて支給する場合がある。

### (本要領の改廃)

第3条 本要領の改廃については、当支部役員会の承認を得る。

附則(2017年10月10日) 本要領は、2017年10月10日から施行する。

附則(2019年9月17日) 本要領は、2019年9月17日から施行する。

附則(2021年5月30日) 本要領は、2021年5月31日から施行する。

附則(2021年9月25日) 本要領は、2021年9月25日から施行する。

附則(2023年3月21日) 本要領は、2023年3月21日から施行する。

なお、長野県支部交通費支給要領の運用については廃止する。